

広島県公安委員会規程第4号

広島県公安委員会における情報セキュリティに関する規程を次のように定める。

令和8年3月16日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会における情報セキュリティに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、広島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が管理する警察情報システム及び管理対象情報の取扱いに関する基本的事項を定め、公安委員会における情報セキュリティを維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 広島県警察が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であつてその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であつて公安委員会の委員が取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(管理対象情報の分類)

第3条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(公安委員会委員の責務)

第4条 公安委員会の委員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に際し必要な事項については、広島県警察における情報セキュリティに関する規定の例による。

附 則

この公安委員会規程は、令和8年4月1日から施行する。